

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月19日
条例の題名	三重県安心子ども基金条例	公 布 日	平成21年3月6日
条例番号	平成21年三重県条例第4号	直近改正日	平成21年7月6日
所管部局課	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課	電 話 番 号	059-224-2268
条例の概要	国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金により、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、三重県安心子ども基金を設置する。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	子育て支援体制整備のため、基金を設置し事業を行うという目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	国の子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)交付要綱に基づき、平成27年3月31日に効力を失う旨の記載をしているため、平成27年度に向けては見直しが必要となる。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	基金の設置等に関する事項は、地方自治法第241条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	国の「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」により、県が基金を造成し活用することとなっており、当該交付要綱の改正・廃止がない限り必要がない。	無	有